

○公 告

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。

令和6年5月21日

愛媛県公安委員会委員長 五葉 明德

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施日時及び定員

区 分	日 時			定 員	
	実施日	新規取得	追加取得		
法第2条第1項第2号に係る警備業務	7月22日（月）	10:00～17:00	/	40人	
	7月23日（火）	9:00～17:00			
	7月24日（水）	9:00～17:00			
	7月26日（金）	9:00～17:00	11:00～17:00		
	7月29日（月）	9:00～15:00	9:00～15:00		
	7月30日（火）	9:00～16:00	9:00～14:00		
	7月31日（水）	9:00～12:00	9:00～11:00		

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合計した人数

2 実施場所

愛媛県伊予郡松前町大字筒井633番地 松前総合文化センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

ア 受講警備業務の区分以外の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、前記3(1)アからオまでのいずれかに該当する者

イ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記3(1)アからオまでのいずれかに該当する者

4 受講申込に必要な書類

(1) 新規取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

イ 添付書類（警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号。（以下「細則」という。）第9条）

(ア) 3(1)アに該当する者

a 警備業務従事証明書（細則様式第6号。以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書（従事していた警備業務の内容について明記したもの。） 1通

(イ) 3(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し 1通

(ロ) 3(1)ウに該当する者

a 2級検定の合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(ハ) 3(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し 1通

(ニ) 3(1)オに該当する者

a 旧2級検定の合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(2) 追加取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

イ 資格者証の写し又は講習修了証明書の写し 1通

ウ 前記4(1)イ(ア) から(オ)までの該当する書面

(3) その他

4(1)イ(ア)、(ロ)及び(ハ)に該当する者について、申込者が所属していた警備業者

が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、受講対象者に該当することを誓約する書面（細則様式第7号）及び履歴書（従事していた警備業務内容について明記したもの）を提出すること。

5 受講申込手続

(1) 受講申込期間

令和6年6月17日(月)から6月21日(金)までの午前9時から午後4時30分までの間

※ 受付は先着順とし、定員となり次第締め切ることとする。

(2) 受講申込書提出先

ア 受講申込者の住所地又は所属営業所の所在地を管轄する愛媛県内の各警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 愛媛県外に住所地を有する受講申込者は、愛媛県内の最寄りの警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

※ ア、イいずれの場合も、本人が申込書類を直接持参し、申込みを行うこと。

6 受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

(3) 受講手数料の納付方法

ア 受講手数料に相当する額の愛媛県収入証紙を事前に準備し、講習初日の受付の際に納付すること。

また、一度納入した手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 受付の際に受講手数料が納付できない場合は、受講を認めない。

7 講習の委託先

愛媛県松山市一番町二丁目6番地15 伊予鉄会館別館ビル2階
一般社団法人 愛媛県警備業協会

8 その他

(1) 最終日に、筆記の方法による修了考査を実施する。

(2) 筆記用具を持参すること。

(3) 本講習は、講習会場の都合により変則的な日程となっている。

(4) 講習についての問い合わせは、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室営業係（電話 089-934-0110 内線 3153）に行うこと。